

岐阜県主要農作物種子審査実施要領

制定 平成30年4月1日付け農園第1576号農政部長通知
一部改正 平成31年4月1日付け農園第1634号農政部長通知

第1 主旨

岐阜県主要農産物種子生産対策実施要綱（平成30年4月1日付け農園第1574号農政部長通知。以下「要綱」という。）第9の審査の実施にあたっては、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示933号）並びに岐阜県主要農作物種子条例（平成31年第27号）に定めることのほか、この要領に定めるところによる。

第2 審査を行う者

- 1 ほ場審査及び生産物審査（以下「審査」という。）を行う者（以下「種子審査員」という。）は、農林事務所、農業技術センター、中山間農業研究所、農業経営課及び農産園芸課の職員であって、主要農作物の種子の生産及び管理に関して必要な知識及び技術を有する者のうちから各所属長の推薦に基づき知事が任命する。
- 2 農業技術センター及び中山間農業研究所が生産する原原種及び原種に関する審査は、原則として、農業技術センター及び中山間農業研究所に所属する種子審査員が行う。
- 3 要綱第7の3に規定する指定原種ほど生産する原種、及び一般種子に関する審査は、原則として、農林事務所の種子審査員が行う。
- 4 審査に係る事務の円滑かつ効率的な実施を図るため必要がある場合には、農業協同組合等の関係団体の職員のうちから各団体等の推薦に基づき種子審査員の指導のもとで種子審査の事務を補助する者（以下「審査補助員」という。）を委嘱することができる。
- 5 審査補助員は、種子審査員の指導の下に下記の事務を行うことができるものとする。
 - (1) 指定原種生産者及び一般種子生産者（以下「審査対象者」という。）との間における当該審査に関する事項の連絡調整
 - (2) 審査のための調査、助言及び指導
 - (3) 審査及び審査結果の記録及び補助

第3 審査の手続き

- 1 審査対象者は、ほ場審査を受ける前に種子審査員が審査対象のほ場を特定できるようほ場毎に標札を掲げるものとする。
- 2 審査対象のほ場の所在地を所管する農林事務所の種子審査員は、指定原種生産実施計画及び一般種子生産実施計画をもとに審査補助員、関係団体、一般社団法人岐阜県米麦改良協会（以下「協会」という。）等の関係者と審査予定日を調整し、審査対象者に連絡

する。

- 3 種子審査員は、審査の実施にあたって必要に応じて審査対象者の立会いを求めることができる。

第4 審査の実施

- 1 審査は、別記の審査の基準及び方法（以下「審査基準」という。）に基づいて実施し、その結果により適否を判定するものとする。
- 2 審査にあたっては、審査基準に適合しない場合であっても栽培管理の改善、抜取り又は再調製等により審査基準に適合すると認められる場合は、必要な措置の実施を指導し、その実施後再審査を行うものとする。
- 3 種子審査員及び審査補助員は、審査の結果を記録し、審査基準に適合しないと判断した場合は審査対象者に対してその理由を明示する。

第5 審査結果の通知

- 1 農林事務所の種子審査員は、指定原種ほで生産する原種及び一般種子のほ場審査又は生産物審査が終了した場合は、それぞれ審査基準の適否を速やかに農林事務所長に報告し、農林事務所長は別紙様式第1号又は第4号により農政部長へ報告する。
- 2 農政部長は、審査の結果について別紙様式3号及び第6号により協会を通じて審査対象者へ通知する。
- 3 農林事務所は、指定原種ほで生産する原種及び一般種子のほ場審査又は生産物審査において、それぞれ審査基準の適否について疑義が生じた場合、農業技術センター又は中山間農業研究所に指導を仰ぐものとする。また、農業経営課及び農産園芸課には、必要に応じて協議できるものとする。

第6 審査基準不適合のほ場及び生産物の取扱い

種子審査員は、審査基準に適合しないと判定したほ場については、第3の2により設置された標札を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が種子として取り扱われないよう当該生産物の処分についての的確な措置を講じる。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県主要農作物種子審査実施要領の規定により、平成30年度までに実施した主要農作物の種子審査については、なお、従前の例によるものとする。

別記

審査の基準及び方法

第1 基本事項

1 審査の対象となる種子は、原原種、原種及び一般種子とする。

2 種子生産用種子の取扱い

(1) 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正に認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

(2) 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

(3) 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等県が特別の事情を認めた場合には原原種を用いることを妨げないものとする。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも同様に一般種子を用いることを妨げないものとする。

3 審査の単位

(1) ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

(2) 生産物審査は、一包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

4 審査の時期及び回数

(1) ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期に行わなければならない。さらに、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

種類 \ 審査時期	第一期	第二期
稲及び麦類	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

注：麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。

(2) 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装出荷までの期間の必要な時期に審査を行うことができる。

5 種子の調製

(1) 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認する。

- ア 調製に当って混種が起らないような方法がとられていること。
- イ 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- ウ 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- エ 調製作業の責任者が確保されていること。

(2) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。ただし、同質遺伝子品種の原種又は一般種子を混合する場合を除く。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

6 ほ場の隔離

(1) 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種（同質遺伝子品種を含む。）の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は、前作収穫後の漏生種子の芽生を的確に処分している場合にはこの限りでない。

(2) 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂若しくは開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。また、交雑を防止するためのその他の措置を講じている場合は、この限りではない。

第2 ほ場審査

1 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種及び異種類の農作物 (注1)	雑草	種子伝染性の病虫害 (注3)	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	(注2)	含まないこと	(注4)	特に異常な生育を示していないこと

注1：変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであつて、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

注2：雑草は、審査対象品種の収穫時において穀類に混入しないものとする。ただし、稲についてのひえ類、ホタルイは、1平方メートル当たり2本を限度とする。

注3：種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、馬鹿苗病及び心枯線虫病

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆については、ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

注4：その他の病虫害及び気象被害は、各種類とも2割を最高限度とする。

2 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

3 その他の項目の審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判断する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

第3 生産物審査

1 基準

(1) 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率(%) (注2)	異品種粒 (注3)	異種穀粒 (注4)	雑草種子	病虫害粒
原 原 種	90	含まないこと	含まないこと	(注5)	(注6)
原 種	90				
一 般 種 子	90				

(2) 麦類及び大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率(%) (注2)	異品種粒 (注3)	異種穀粒 (注4)	雑草種子	病虫害粒
原 原 種	80	含まないこと	含まないこと	(注5)	(注6)
原 種	80				
一 般 種 子	80				

注1：百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

注2：発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の2分の1以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘

葉から2分の1以上抽出したものに限る。)を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎(展開した2枚の子葉を有していたものに限る。)、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

注3:異品種粒は、審査対象品種(同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、混合したすべての品種。)の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類(稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。(注4)において同じ。)の純種子粒をいう。

注4:異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

注5:雑草種子の混入割合は、稲、麦類では0.2パーセント、大豆では0.0パーセントを最高限度とする。

注6:病虫害粒の混入割合は、稲、麦類では0.5パーセント、大豆では10パーセントを最高限度とする。ただし、種子伝染性の病虫害粒は含んではならないものとする。

2 方法

(1) 審査試料の抽出方法

荷口の作成方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

ア 毎個調査

1包装ごとに抜き取り審査する。

イ 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

① 移動法

(ア)連続して作成される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋(審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。)率を決定し、不良個袋率が5.05パーセント以下の場合に限り抽出審査を行う。

(イ)抽出審査に移行する場合は、まず合格個袋(審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見いだされれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

a 不良個数を合格個袋と取り換える場合は43個

b 不良個数を取り除く場合は44個

(ウ)合格個袋がa bの数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

(エ)抽出審査で不良個袋が見いだされれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

② 静置法

(ア) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数 (単位 個)	抽出個袋数 (単位 個)	不良個袋数 (単位 個)
50以下	17	0
51～ 100	33	1
101～ 200	60	3
201～ 300	83	5
301～ 400	100	6
401～ 500	110	7
501～ 600	125	8
601～ 800	140	9
801～1,000	150	10

(イ) 審査の結果、不良個数袋が (ア) の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(ウ) 不良個袋は、取り除くものとする。

ウ ばら審査

(ア) 施設において連続的に処理される場合における審査の試料は、経時的、定量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。

(イ) (ア) 以外の場合であって、大型の出荷容器（フレキシブルコンテナ等）を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

(ウ) (ア) 又は (イ) の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は4分法により縮分して審査対象試料を作成する。

(2) 発芽率の測定方法

ア 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに一区画100粒、4反覆分計400粒を用意する。

イ 測定条件

主要農作物 の 種 類	発芽床の条件	温度	測 定 日		休 眠 打 破 法 その他の留意事項 (以下のいずれかの方法で行う)
			第 1 回 目	最 終	
稲	ろ紙の上、間 又は砂の中	25℃	5	14	・予熱 (50℃、7日以内) ・水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
小 麦	紙の上又は 砂の中	20℃	4	8	・予熱(30～35℃ 7日以内) ・予冷(5～10℃ 7日以内) ・0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸 漬
大 麦	ろ紙の間又は 砂の中	20℃	4	7	・予熱(30～35℃ 7日以内) ・予冷(5～10℃ 7日以内) ・0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸 漬
はだか麦	ろ紙の間又は 砂の中	20℃	4	7	・予熱(30～35℃ 7日以内) ・予冷(5～10℃ 7日以内) ・0.05%ジベレリン(GA)溶液に浸 漬
大 豆	ろ紙の間又は 砂の中	25℃	5	8	—

注1：温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2：発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3：測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、3日までの幅を持つてもよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

<簡易測定法>

主要農作物 の 種 類	発芽床の条件	温度	測 定 日		休 眠 打 破 法 その他の留意事項 (以下のいずれかの方法で行う)
			第 1 回 目	最 終	
小 麦	ポリ容器	20℃	3	(5)	・予冷 (0.75%過酸化水素水溶液 100ccに浸漬5℃、1日)

注1：温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2：発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3：測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、3日までの幅を持つてもよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

注4：幼根がみとめられるものは、発芽粒として数える。(第1葉の確認をしない。)規定の発芽率に達すれば従来法の値とみなす。

注5：簡易測定法で規定の発芽率に達しないときは、従来法で再度測定を行う。

ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は4捨5入）として計算する。

(イ) 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率(%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	-
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

(3) 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

ア 測定試料の採取及び分離

測定試料は、一測定単位につき稲 50 g、麦類 100 g 及び大豆 500 g を採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

イ 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第一位までのグラム単位で秤量する。

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

農政部長 様

〇〇農林事務所長

指定原種ほ（一般種子生産ほ場）ほ場審査結果報告書

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第 9 の規定によるほ場審査（出穂期（開花期）・糊熟期（成熟期））の結果を下記のとおり報告します。

記

作物・種別	品種名	ほ場所在地	合格面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備 考
		別紙のとおり			
		〃			
		〃			

※別紙様式第 2 号を添付

番 号
年 月 日

一般社団法人岐阜県米麦改良協会長 様

岐阜県農政部長

指定原種ほ（一般種子生産ほ場）ほ場審査結果通知書

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第9の規定によるほ場審査（出穂期（開花期）・糊熟期（成熟期））の結果を下記のとおり通知します。

記

作物・種別	品種名	ほ場所在地	合格面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備 考
		別紙のとおり			
		〃			
		〃			

※別紙様式第2号を添付

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農政部長 様

〇〇農林事務所長

生産物審査結果報告書

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第9の規定による生産物審査の結果を別紙のとおり報告します。

記

作物・種別	品種	合格数量 (kg)	備 考
			生産者等の内訳は別紙のとおり
			〃
			〃

※別紙様式第5号を添付

番 号
年 月 日

一般社団法人岐阜県米麦改良協会長 様

岐阜県農政部長

生産物審査結果通知書

岐阜県主要農作物種子生産対策実施要綱第9の規定による生産物審査の結果を下記のとおり通知します。

記

作物・種別	品種	合格数量 (kg)	備 考
			生産者等の内訳は別紙のとおり
			〃
			〃

※別紙様式5号を添付